

健生食監発 0830 第 5 号
令和 6 年 8 月 30 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生監視票について

食品衛生法（以下「法」という。）第 51 条第 2 項に基づき、原則、全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を実施しているところ、食品衛生監視票、その使用方法及び評価の考え方については、「食品衛生監視票について」（令和 3 年 3 月 26 日薬生食監発 0326 第 5 号）でお示ししているところです。

今般、「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」（令和 6 年 5 月 31 日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合とりまとめ）を踏まえ、機能性表示食品（食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する機能性表示食品をいう。以下同じ。）及び特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する特定保健用食品をいう。以下同じ。）（以下これらをまとめて「機能性表示食品等」という。）に係る健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、食品衛生法施行規則（以下「施行規則」という。）について所要の改正を行いました。

これに伴い、健康被害に関する情報の提供につき項目を追加するなど、今般の施行規則の改正を反映した食品衛生監視票、その使用方法及び評価の考え方をそれぞれ別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり定めます。

本年 9 月 1 日以降、食品等事業者に対する法第 28 条に基づく監視指導等の関係規定の適合性への評価の際に使用するようお願いします。

また、監視指導の全国的な平準化の観点から特段の事情がない限り、本監視票に定める事項を変更せずに使用するようお願いします。

なお、「食品衛生監視票について」（令和 3 年 3 月 26 日付け薬生食監発 0326 第 5 号）は、本年 8 月 31 日に廃止します。

5. ねずみ及び昆虫対策

22	定期的な駆除又は調査に基づく防除を実施している	4	
----	-------------------------	---	--

6. 廃棄物及び排水の取扱い

23	廃棄物・排水を適切に処理している	2	
24	廃棄物の保管場所を適切に管理している	1	

7. 食品取扱者の衛生管理

25	食品取扱者の健康状態を把握している	1	
26	食品取扱者は衛生的な服装をしている	2	
27	食品取扱者は不衛生な行動をしていない	5	

8. 検食の実施

28	検食を保存している	1	
29	提供先・時刻・提供数量を記録している	1	

9. 情報の提供

30	健康被害に関する情報の提供体制を定めている（機能性表示食品及び特定保健用食品に限る。）	1	
----	---	---	--

10. 回収・廃棄

31	回収・廃棄の手順を定めている	1	
----	----------------	---	--

Ⅲ HACCPに基づく衛生管理に関する事項（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設は採点の対象外）

1. 危害要因の分析

32	危害要因の一覧表を作成し、管理措置を適切に定めている	6	
----	----------------------------	---	--

2. 重要管理点の決定

33	重要管理点（CCP）を適切に決定している	2	
----	----------------------	---	--

3. 管理基準の設定

34	33で定めたCCPに適切な管理基準（CL）を定めている	4	
----	-----------------------------	---	--

4. モニタリング方法の設定

35	34で設定したCLのモニタリッ方法を適切に定めている	6	
----	----------------------------	---	--

5. 改善措置の設定

36	CL逸脱時の改善措置の内容を適切に定めている	6	
----	------------------------	---	--

6. 検証方法の設定

37	32～36の効果を定期的に検証する手順を定め、実施している	8	
----	-------------------------------	---	--

7. 記録の作成

38	モニタリッ・改善措置・検証の実施結果の記録がある	6	
----	--------------------------	---	--

Ⅳ その他
（下記の事項が遵守されている場合には☑を入れること）

39	講習会を定期的に受講している	☐	
40	仕入元・出荷先等の記録を保存している	☐	
41	自主検査を実施し、結果を保存している	☐	
42	健康被害等に関する情報の提供体制を定めている（機能性表示食品及び特定保健用食品を除く。）	☐	

【点数】

点数=

（ A:適用する項目の採点の合計点）

 /

（ B:適用する項目の総基準点（施設に適用しない項目を除く）

 × 100

=

【特記事項】

監視年月日： 年 月 日 | 保健所名：

食品衛生監視員氏名：

食品衛生監視票の使用方法

1. 対象

- (1) 「HACCP に基づく衛生管理」の対象となる食品等事業者
- (2) 「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象となる HACCP の考え方を取り入れた食品等事業者

2. 採点

- (1) 採点は「食品衛生監視票の評価の考え方」により行う。
各評価項目に配分された点数に基づき採点する。※¹

※¹ 「Ⅰ 全体的な事項 1. 営業者の責務（1. 衛生管理計画の作成、2. 手順書の作成、3. 教育訓練、4. 記録と保存、5. 効果の検証）」及び「Ⅲ HACCP に基づく衛生管理に関する事項」については、食品衛生法改正により新たに加えられた事項であり、配点を倍とした。

- (2) 「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を実施している施設については、各監視項目が手引き書に沿っているか評価し、手引き書に沿った衛生管理を実施している場合は、対象の監視項目に適合しているものとして採点する。

例 ・手引き書の内容に沿って衛生管理計画を作成している
・手引き書に掲載された手順書を用いている場合は、手順書を作成しているものとする
・手引き書に掲載された手順書に従い衛生管理を実施している場合は、対象となる監視項目は適切に実施しているものとする 等

- (3) 施設に適用しない項目は、採点項目としない。

(例 15、19、20、21、28、29、32～38、(32～38 は「HACCP に基づく衛生管理」が対象)、自動車営業における 13 等※²)

その際は「評価の考え方」の基準点を（－）とし採点の対象外とする。監視票の「B:適用する項目の総基準点」欄に採点の対象とする監視項目の基準点の合計値を記載する。

※² 施設に応じて総基準点を修正すること。

- (4) 「Ⅲ HACCP に基づく衛生管理に関する事項」の 3～5（項目 34～36）については、重要管理点（CCP）を設定している場合のみ適合性を評価する。

(5) 点数は、下記のとおり計算する。

$$\text{点数}^{\ast 3} = (\text{A:適用する項目の採点の合計点}) / (\text{B:適用する項目の総基準点}^{\ast 4}) \times 100$$

※3 小数点については、小数点1桁を四捨五入する。

※4 施設に適用しない項目の基準点は除外する。

(6) 「Ⅳ その他」の確認

食品衛生責任者の実務講習会の定期的な受講（項目 39）、仕入元・出荷先等の記録の保存（項目 40）、自主検査の実施とその結果の保存（項目 41）、健康被害等（機能性表示食品及び特定保健用食品に係るものを除く。）に関する情報の提供体制（項目 42）については、これらの項目を遵守しているか確認を行う（実務講習会の定期的な受講については営業許可対象業種に限る）。

これら4項目については、採点の対象外とする。

3. 採点の結果

本監視票の採点結果は、対象の食品等事業者に対し交付し、指導事項等必要な説明を行う。

4. 第三者認証について

様式の「取得している第三者認証」の欄には、コーデックス委員会の HACCP の7原則を要件としている第三者認証（例：JFS、FSSC22000、ISO22000、SQF 等）を施設が取得している場合、その名称を記載する。

5. その他

「必要に応じて」、「定期的な」、「教育訓練の頻度」、「検証方法」等の確認においては、施設が参考とした手引き書や個々の施設の衛生管理等の状況を踏まえて判断する。

食品衛生監視票の評価の考え方

施設に適用しない監視項目及び評価項目は、採点しないこととする。その場合は、基準点に（－）を記載し、採点の対象外とすること※¹。
（例 15、19、20、21、28、29、32～38、自動車営業における13等）
（※1 施設に応じて基準点を修正することができる）

	監視項目	評価項目：各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ ¹ 基準点	採点
--	------	-----------------------------	-----------------------	----

I 全体的な事項(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設は、1～5においてHACCPの内容も評価する)

1. 営業者の責務

1	衛生管理計画を作成している	☐ 衛生管理計画を作成している（2点） ☐ 一部作成している（衛生管理計画を作成しているが、一部改善の余地がある等）（1点）	2	
		☐ 作成した衛生管理計画は、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知を図っている（2点） （※衛生管理計画を作成していない場合は0点）	2	
2	必要に応じて手順書を作成している	【「HACCPに基づく衛生管理」を実施する施設】 ☐ 手順書：日常的な衛生管理に必要な施設設備や機械器具の使用方法の手順、製造・加工・調理・運搬・貯蔵・販売等の手順が示されている。 ☐ 手順書を全て作成している（4点） ☐ 作成していないものもあるが、手順が決まっており必要でないため作成していないことの理由が適切である（4点） ☐ 手順書を一部作成している（一部作成されていないものがある、作成された手順書に一部改善の余地がある等）（2点） ☐ 手順書を作成していない（0点） ☐ 作成した手順に従い、適切に実施している。（※32～38は除く）（2点）	6	
		【「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する施設】 ☐ 手順書：日常的な衛生管理に必要な施設設備や機械器具の使用方法の手順、製造・加工・調理・運搬・貯蔵・販売等の手順が示されている。 ☐ 手順書を全て作成している又は手引書に掲載された手順書を用いている（4点） ☐ 作成していないものもあるが、手順が決まっており必要でないため作成していないことの理由が適切である（4点） ☐ 手順書を一部作成している（一部作成されていないものがある、作成された手順書に一部改善の余地がある等）（2点） ☐ 手順書を作成していない又は手引書に掲載された手順書を用いていない（0点） ☐ 手引き書の内容に沿った手順書に従い、適切に実施している（2点）	6	

	監視項目	評価項目:各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
3	食品取扱者等に教育訓練を実施している	【「HACCPに基づく衛生管理」を実施する施設】 ☐ 食品等取扱者、化学物質を取り扱う者に対して必要な教育訓練を実施している ☐ 全ての対象者に実施している（4点） ☐ 一部の対象者に実施している（2点） ☐ 実施していない（0点）	4	
		【「HACCPに基づく衛生管理」を実施する施設】 ☐ 教育訓練の頻度は適切である（2点） （※訓練の頻度や回数は施設の状況に応じて判断すること）	2	
		【「HACCPに基づく衛生管理」を実施する施設】 ☐ 教育訓練の効果について定期的に検証を行い、見直しを行っている（2点） （※効果や検証の頻度については施設の状況に応じて判断すること）	2	
		【「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する施設】 ☐ 手引き書の内容に沿った教育訓練を、適切に実施している（4点） ☐ 一部の対象者に実施している（2点） ☐ 実施していない（0点）	4	
		【「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する施設】 ☐ 手引き書の内容に沿い、教育訓練の頻度は適切である（2点） （※効果や検証の頻度については施設の状況に応じて判断すること）	2	
		【「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する施設】 ☐ 手引き書の内容に沿い、教育訓練の効果について定期的に検証を行い、見直しを行っている（2点） （※効果や検証の頻度については施設の状況に応じて判断すること）	2	
4	衛生管理の実施状況を記録し、保存している	【「HACCPに基づく衛生管理」を実施する施設】 ☐ 衛生管理に関する実施状況を記録している(2点) ☐ 衛生管理に関する実施状況を記録しているが、一部不備がある（1点） （※HACCPに基づく衛生管理を実施する施設は、15、21、22、29、32～38の記録、保管の監視項目を除く）	2	
		【「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する施設】 ☐ 手引き書の内容に沿い、衛生管理の実施状況を記録している(2点) ☐ 手引き書の内容に沿い、衛生管理の実施状況を記録をしているが、一部不備がある（1点） （※HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設は、15、21、22、29の記録、保管の監視項目を除く）	2	
		☐ 記録が適切な期間保存されている（2点）	2	
5	効果を検証し、計画・手順書を見直している	【「HACCPに基づく衛生管理」を実施する施設】 ☐ 衛生管理計画の効果を検証し、必要に応じて見直しをしている（2点） （定期的に記録を振り返り、必要に応じて衛生管理計画の見直しをしている）（※32～38は除く）	2	
		【「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する施設】 ☐ 手引き書の内容に沿い、衛生管理計画の効果を検証し、必要に応じて見直しをしている（2点）	2	
		☐ 手順書を作成している場合には、手順書の見直しを行っている（2点）	2	

	監視項目	評価項目:各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
Ⅱ 一般的な衛生管理に関する事項				
1. 食品衛生責任者の選任				
6	食品衛生責任者を選任している	☐ 食品衛生責任者が選任されている (第66条の2第1項別表第17の一食品衛生責任者等の選任口に規定されたものであること) (1点)	1	
2. 施設の衛生管理				
7	施設及び周辺の清潔な状態を維持している	☐ 施設及びその周辺が定期的に清掃されている (1点)	1	
		☐ 施設の稼働中は危害の発生を防止するよう清潔な状態が維持されている (1点) (※危害の発生を起こしうるものを危害要因としている)	1	
8	不必要な物品を置いていない	☐ 製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する場所に不必要な物品を置いていない(1点)	1	
9	施設内の内壁、天井及び床を清潔に維持している	☐ 内壁、天井、床を清潔に維持している (1点)	1	
10	施設内の採光、照明、換気が十分である	☐ 採光、照明、換気が十分に行われている (1点)	1	
		☐ 必要に応じて適切な温度及び湿度の管理が行われている (1点)	1	
11	窓及び出入口の管理が適切である	☐ 開放した状態ではない (開放する場合は、じん埃、ねずみ及び昆虫等の侵入防止の措置を講じていること) (1点)	1	
12	排水溝の管理が適切である	☐ 固形物の流入を防ぎ、排水が適切に行われるよう清掃をしている (1点)	1	
		☐ 排水溝は破損しておらず、破損時は速やかに補修をしている (1点)	1	
13	便所を清潔に管理している (※自動車営業の場合は採点項目から除外する)	☐ 清潔である (1点)	() 1	
		☐ 定期的に清掃及び消毒を行っている (1点)	() 1	

	監視項目	評価項目：各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
3. 設備等の衛生管理				
14	機械器具の洗浄・消毒・補修を適切に行っている	☐ 洗浄、消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管されている（1点）	1	
		☐ 故障・破損時に速やかに補修し、適切に使用できるよう整備している（1点）	1	
15	計器類・殺菌装置等の定期点検を実施している（※）	☐ 計器類（温度計、圧力計、流量計等）、装置（滅菌、殺菌、除菌又は浄水）は定期点検をしている（1点） （※施設の状況に応じて判断すること）	1	
		☐ 点検の結果を記録している（※） （※対象の計器類、装置がない場合は採点項目から除外する）	（ 1 ）	
16	化学物質を適切に使用・管理している	☐ 洗浄剤、消毒剤等その他化学物質の取扱いが十分に注意され、必要に応じて内容物の表示がされるなど混入防止策が講じられている（1点）	1	
17	手洗設備に必要な備品が備えられている	下記の対応により手指の洗浄及び乾燥が適切に行うことができる ☐ 石けんが備えられている（1点）	1	
		☐ ペーパータオル等が備えられている（1点）	1	
		☐ 消毒剤（アルコール等）が備えられている（1点）	1	
18	洗浄設備が清潔に保たれている	☐ 洗浄設備が清潔に保たれている（1点）	1	

	監視項目	評価項目：各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
4．使用水の管理				
19	水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を用いている（※）	☐ 製造、加工、又は調理に使用する水は、「第66条の2第1項別表第17の四使用水等の管理イ」に規定されたものであること（1点）	1	
		☐ 飲用に適する水を利用する場合は、1年1回以上水質検査を行い、成績書を1年間保存している（1点）（※） （※水道事業等により供給される水を使用している場合は採点項目から除外する）	（ ）1	
20	貯水槽を定期的に清掃している（※）	☐ 定期的に清掃され、清潔に保たれている（1点）（※） （※貯水槽を使用していない場合は採点項目から除外する）	（ ）1	
21	殺菌装置・浄水装置の定期点検を実施している（※）	☐ 定期点検を実施し、装置が正常に作動しているか、確認している（1点）	（ ）1	
		☐ その結果を記録している（1点） （※飲用に適する水を利用する場合であって、殺菌装置・浄水装置を設置している場合に限る。）	（ ）1	
5．ねずみ及び昆虫対策				
22	定期的な駆除又は調査に基づく防除を実施している	☐ 窓、ドア、網戸、トラップ及び排水溝の蓋等を設置し、侵入を防止している（1点）	1	
		☐ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品又は添加物を汚染しないようその取扱に注意をしている（1点）	1	
		☐ 原材料、製品及び包装資材等は、容器に入れ床及び壁から離して保存している（1点）	1	
		☐ ねずみ及び昆虫の駆除については、1年に2回以上又は調査に基づく駆除を実施し、記録を1年間保存している（1点）	1	
6．廃棄物及び排水の取扱い				
23	廃棄物・排水を適切に処理している	☐ 廃棄物の保管と廃棄の方法の手順を定め、廃棄物及び排水の処理を適切に行っている（1点）	1	
		☐ 廃棄物の容器は、他と区別し、汚染又は汚臭が漏れないように清潔にしている（1点）	1	
24	廃棄物の保管場所を適切に管理している	☐ 廃棄物は、食品や添加物を取り扱う又は保管する区域に保管していない （ ☐ 廃棄物は、食品や添加物を取り扱う又は保管する区域に保管しているが、危害の発生を防止できると認められる） （※危害の発生を起こしうるものを危害要因としている）	1	

	監視項目	評価項目:各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
7. 食品取扱者の衛生管理				
25	食品取扱者の健康状態を把握している	☐ 「第66条の2第1項別表第17の七食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理ハ」に規定された症状を呈している場合は、詳細の把握に努め、作業の中止の必要性を判断している（1点） （※規定された症状：①黄疸、②下痢、③腹痛、④発熱、⑤皮膚の化膿性疾患等、⑥耳、目又は鼻からの分泌（感染性の疾患等に感染するおそれがあるものに限る。）、⑦吐き気及びおう吐）	1	
26	食品取扱者は衛生的な服装をしている	☐ 目的に応じた清潔な作業着を着用している（1点）	1	
		☐ 必要に応じて帽子及びマスクを着用している（1点） （※着用していない場合、危害要因の発生防止策が講じられているなどその理由が合理的である）	1	
27	食品取扱者は不衛生な行動をしていない	☐ 食品等取扱者は装飾品等の持ち込みを行わず、爪を短く切り手洗いを実施し、手指を清潔にしている（1点）	1	
		☐ 用便を終えたときは、十分に手指の洗浄と消毒を行っている（1点）	1	
		☐ 生鮮の原材料又は加熱前の原材料を取り扱う作業を終えたときは、十分に手指の洗浄と消毒を行うこと（1点）	1	
		☐ 痰又は唾をはかず、くしゃみ又は咳の飛沫を食品又は添加物に混入したり、又はその恐れを生じさせる行動をしていない（1点）	1	
		☐ 食品等取扱者は、所定の場所以外での着替え、喫煙及び飲食を行っていない（1点）	1	

	監視項目	評価項目：各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
8. 検食の実施				
28	検食を保存している（※）	同一の食品を1回300食又は一日750食以上調理し、提供する営業者にあつては、 ☐ 原材料及び調理済の食品ごとに適切な期間保存している（1点） （※適用しない場合は、採点項目から除外する）	（ ）1	
29	提供先・時刻・提供数量を記録している（※）	☐ 調理した食品の提供先、提供時刻（調理した食品を運送し、提供する場合は、食品を搬出した時刻）、提供した数量を記録している（1点）（※） （※適用しない場合は、採点項目から除外する）	（ ）1	
9. 健康被害に関する情報の提供体制を定めている（機能性表示食品及び特定保健用食品に限る。）				
30	健康被害に関する情報の提供体制を定めている（機能性表示食品及び特定保健用食品に限る。）	☐ 製品（機能性表示食品及び特定保健用食品に限る。）に関する消費者からの健康被害（※）に関する情報を得た場合に、当該情報を速やかに都道府県知事等に提供する手順・体制を定めている。（1点） （※医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されものに限る。以下、42において同じ。）	（ ）1	
10. 回収・廃棄				
31	回収・廃棄の手順を定めている	☐ 消費者への注意喚起の方法、回収の方法、報告の手順を定め、適切に廃棄等をしている（1点）	1	

	監視項目	評価項目:各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
Ⅲ HACCPに基づく衛生管理に関する事項 □HACCPに基づく衛生管理を実施する施設 □HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設（※HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設は採点の対象外のため、採点に斜線を記載すること）				
1. 危害要因の分析				
32	危害要因の一覧表を作成し、管理措置を適切に定めている	□各工程毎に、危害要因を適切に特定している（2点）	2	
		□管理措置を適切に定めている（2点）	2	
		□危害要因の一覧表を適切に作成している（2点）	2	
2. 重要管理点の決定				
33	重要管理点(CCP)を適切に決定している	□特定した危害要因について、発生を防止し排除又は許容できる水準にまで低減するために管理措置を講ずることが不可欠な工程を決定している（2点） （□重要管理点を定めないこととした場合は、その理由（考え方）が適切である）（2点）	2	
3. 管理基準の設定				
34	33で定めたCCPに適切な管理基準(CL)を定めている（※） （※重要管理点を設定していない場合は採点の対象外とする）	□個々の重要管理点における危害要因について、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで低減するための基準を設定し、適切である（2点）	（ ）2	
		□管理基準は、温度、時間、水分含量等の測定できる指標、外観等の官能的指標により設定されている（2点）	（ ）2	

	監視項目	評価項目：各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
4. モニタリング方法の設定				
35	34で設定したCLのモニタリング方法を適切に定めている（※） （※重要管理点を設定していない場合は採点の対象外とする）	☐ 連続的な又は相当の頻度による実施状況の把握をするための方法を適切に定め、実施している（2点）	☐ 2	
		☐ モニタリングの文書を作成している（2点）	☐ 2	
		☐ モニタリングに関する記録は、モニタリングの実施者および責任者が確認した記録であること（2点）	☐ 2	
5. 改善措置の設定				
36	CL逸脱時の改善措置の内容を適切に定めている （※重要管理点を設定していない場合は採点の対象外とする）	☐ 個々の重要管理点について、モニタリングの結果、管理基準を逸脱したことが判明した場合の改善措置を定め、適切に実施している。（2点）	☐ 2	
		☐ 改善措置の文書を作成している（2点）	☐ 2	
		☐ 改善措置の内容は適切である（2点）	☐ 2	
6. 検証方法の設定				
37	32～36の効果を定期的に検証する手順を定め、実施している	【HACCPプラン毎の検証】 ☐ 32～36の措置の内容効果を定期的に検証するための手順を定め、適切に実施している（2点） ☐ その内容の文書を作成している（2点）	4	
		【HACCPプラン全体の検証】 ☐ 定められたとおりHACCPプランを実施していることを（事業者自身が）確認している（遵守状況の検証）（2点） ☐ 32～36の見直し（定期的な見直し、原材料や製法等に変更があった際等）を実施し、必要に応じて危害要因分析やHACCPプランを修正している。（2点）	4	

	監視項目	評価項目：各項目を実施した場合はチェック欄に印をいれる	※ 1基準点	採点
--	------	-----------------------------	-----------	----

7. 記録の作成

38	モニタリング・改善措置・検証の実施結果の記録がある （※重要管理点を設定していない場合は、モニタリング及び改善措置は採点の対象外とする）	☐ モニタリングの実施結果の記録がある（2点） ☐ 記録に一部不備がある（1点） （※記録には、実施者、実施日時、確認者、確認日付の記載があること） （※重要管理点がない場合は採点対象から除外する）	（ 2	
		☐ 32～36の見直しの結果、管理基準からの逸脱が判明したときは、改善措置の実施結果の記録がある（2点） ☐ 記録に一部不備がある（1点） （※記録には、実施者、確認者、日時の記載があること） （※重要管理点がない場合は採点対象から除外する）	（ 2	
		☐ 検証の実施結果の記録がある（2点） （※記録には、実施者、確認者、日付の記載があること） ☐ 記録に一部不備がある（1点）	2	

IV その他
（下記の事項が遵守されている場合には☑を入れること）

39	講習会を定期的に受講している	☐ 食品衛生責任者は実務講習会を定期的に受講している	-	
40	仕入元・出荷先等の記録を保存している	☐ 仕入れ元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先などの記録を作成し保管している	-	
41	自主検査を実施し、結果を保存している	☐ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合は、その記録を保存している	-	
42	健康被害等に関する情報の提供体制を定めている（機能性表示食品及び特定保健用食品を除く。）	☐ 製品に関する消費者からの健康被害及び法に違反する情報を得た場合に、当該情報を都道府県知事等に提供する手順・体制を定めている	-	